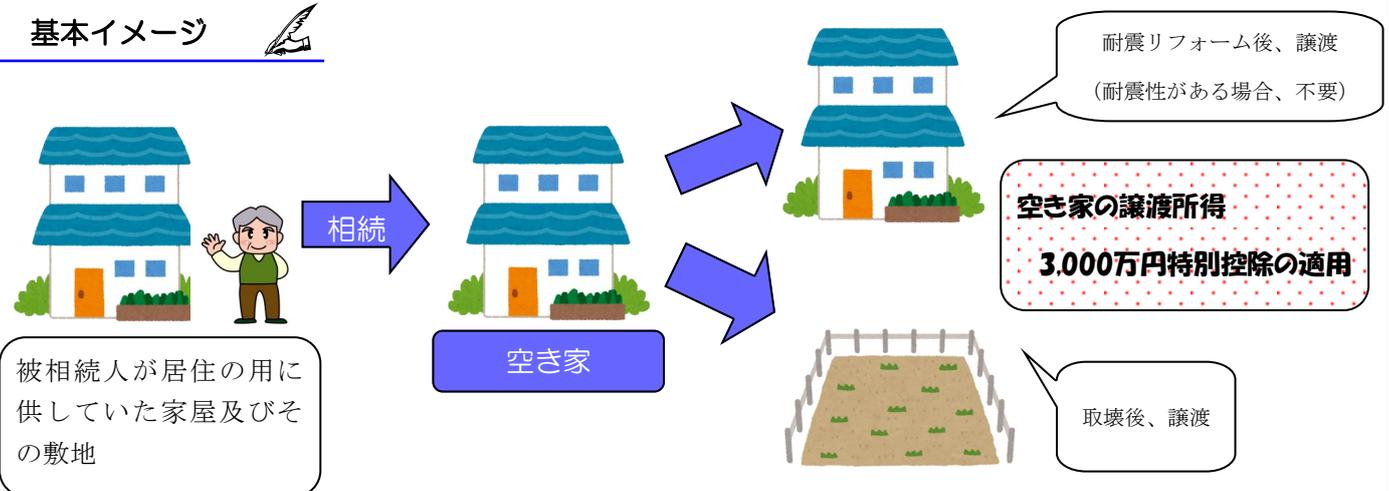


空き家の譲渡特例

近年、特に地方都市では、被相続人の死亡後、空き家となるケースが非常に増加していることから、平成28年度税制改正の中で、相続した一定の空き家を譲渡することで「譲渡所得」の特別控除が創設されました。当事務所でもお客様より「親が亡くなって実家を売ろうと思うけれど、税金はどうなるかな？」等、ご相談いただく機会が多くなったように感じられます。

この制度を利用するための要件は非常に細かく規定されていますが、今回はその中で要となるポイントを抜粋してご説明いたします。

基本イメージ



ポイント

- ① 相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日まで
特例の適用期間である、平成28年4月1日から平成31年12月31日までに譲渡
- ② 相続開始の直前において、被相続人が居住の用に供していたこと
昭和56年5月31日以前に建築された家屋であること 等
- ③ 譲渡価額が1億円以下であること
(家屋を譲渡する場合) 譲渡時に現行の耐震基準に適合していること 等

両者を
満たせば
OK

※紙面の都合上、ご紹介しているポイントは一部抜粋したものととなります。ご了承ください。

<ご案内>

当事務所は、平成28年10月3日(月)より下記の新事務所で業務を開始しております。

[新事務所]

住所：札幌市東区北8条東1丁目1番40号 道都ビル

TEL： (011) 748-3860

FAX： (011) 748-3861